R2.10.22 現在

人　事　交　流　に　つ　い　て

厚生労働省では、専門的な知見・経験を有する医師を人事交流として受け入れています。
これは、医療の専門化・高度化が進む中、これまで以上に現場の実情を踏まえた施策の立案を行うことや、派遣元大学等と厚生労働省との相互理解を深めることなどを目的としています。

１　人事交流として厚生労働省で勤務することの主なメリット

・施策の方向性に関する意志決定に、主体的に関わることができる。
・造血幹細胞移植に関する多くの第一線の研究者等との交流により、最新の知見を得られるとともに、その後のキャリアに役立つ幅広い人間関係が得られる。
・厚生労働省内のみならず文部科学省などの他省庁の職員との人間関係が得られる。
・アカデミアのスタッフ等に求められている一方で、臨床や研究活動からは得がたい、研究費の管理や医療保険制度及び薬事行政等に関する、実務的な知識が得られる。

２　人事交流による医師が担当する主な業務

・日本骨髄バンク、臍帯血バンク、日本赤十字社及び日本造血細胞移植学会等と協働して実施する事業（移植医療実施施設への支援、普及啓発等）の企画立案、実施管理等
・各種予算（診療報酬改定を含む）に関する担当部局への説明、意見交換
・造血幹細胞移植に関する厚生労働科学研究費の企画立案・管理等
・造血幹細胞移植に関する国会、マスコミ等への説明
・その他、造血幹細胞移植に関する行政的課題等への対応

３　人事交流として勤務して頂ける方

医師であって、以下の３つの条件を満たす方が対象となります。

① 原則、医師免許取得後15年以下で、造血幹細胞移植に関する専門的知見を有する方
② 交流期間終了後に、当該医師が大学等において再び勤務することについて、所属教室の教授等が責任を持って保証できる方
③ 厚生労働行政に対する熱意を有する方

４　処遇ならびに配属先など

・処遇については、プロパー医系技官との均衡に配慮し、医師国家試験合格年を基準として決定されます。
・配属先は原則、健康局難病対策課移植医療対策推進室となります。
・交流期間は原則として２年になります。
・業務時間は、基本的に平日に限られます。
・兼業（有報酬・無報酬）申請が認められれば、業務時間外に臨床現場で診療行為を行うことができますので、臨床技術の維持が可能です。

５　お問い合わせ先

厚生労働省　健康局　難病対策課　移植医療対策推進室　造血幹細胞移植係
直　通：０３－３５９５－２２５６
ＦＡＸ：０３－３５９３－６２２３
メール：zouketsu-jimu@mhlw.go.jp